

財務諸表

第17期

自 2019年7月 1日
至 2020年6月30日

活動計算書
貸借対照表
財産目録

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

2019年度 活動計算書

2019年 7月 1日から 2020年 6月 30日まで

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	120,000	
賛助会員受取会費	2,094,000	2,214,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	15,122,618	15,122,618
3 受取助成金等		
受取補助金	3,337,190	
受取民間助成金	500,000	3,837,190
4 事業収益		
国内外の貧困解消及び緊急援助の ための人材派遣事業(GV事業)	49,397,000	49,397,000
5 その他収益		
受取利息	2,905	
為替差益	10,806	
その他	252,900	266,611
経常収益計		70,837,419
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	18,724,192	
法定福利費	2,977,968	
福利厚生費	31,479	
通勤費	1,236,932	
教育訓練費	50,523	
人件費計	23,021,094	
(2)その他経費		
工事費	135,000	
寄付金	37,716,377	
保険料	65,937	
地代家賃	2,885,548	
水道光熱費	194,857	
消耗品費	439,259	
減価償却費	372,553	
旅費交通費	3,748,777	
会議費	15,000	
通信費	439,272	
郵便・荷造運賃	113,623	
広告宣伝費	284,990	
業務委託費	1,404,376	
購読料、書籍代	700	
銀行手数料	419,120	
諸会費	187,574	
その他経費計	48,422,963	
事業費計		71,444,057
2 管理費		
(1)人件費		
給料手当	3,768,140	
法定福利費	554,898	
福利厚生費	7,169	
通勤費	110,297	

教育訓練費	3,739		
人件費計	4,444,243		
(2)その他経費			
保険料	7,597		
地代家賃	409,452		
水道光熱費	27,650		
消耗品費	41,361		
減価償却費	34,133		
旅費交通費	2,222		
会議費	48,776		
通信費	30,937		
郵便・荷造運賃	3,888		
経営指導料	2,087,284		
業務委託費	421,225		
弁護士会計士等報酬	1,320,000		
租税公課	1,450		
銀行手数料	135,949		
諸会費	52,026		
その他経費計	4,623,950		
管理費計		9,068,193	
経常費用計			80,512,250
当期経常増減額			△ 9,674,831
Ⅲ 経常外収益			
持続化給付金		2,000,000	
経常外収益計			2,000,000
税引前当期正味財産増減額			△ 7,674,831
法人税、住民税及び事業税			0
前期繰越正味財産額			25,996,466
次期繰越正味財産額			18,321,635

2019年度 貸借対照表

2020年6月30日 現在

特定非営利活動法人

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金	17,442,090	
前払費用	276,917	
流動資産合計		17,719,007
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
建物	397,574	
什器備品	230,091	
有形固定資産計	627,665	
(2)投資その他の資産		
敷金	1,000,000	
保証金	1,500,000	
投資その他の資産計	2,500,000	
固定資産合計		3,127,665
資産合計		20,846,672
II 負債の部		
1 流動負債		
未払費用	2,186,825	
預り金	338,212	
流動負債合計		2,525,037
2 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		2,525,037
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	25,996,466	
当期正味財産増減額	△ 7,674,831	
正味財産合計		18,321,635
負債及び正味財産合計		20,846,672

2019年度 財産目録

2020年6月30日 現在

特定非営利活動法人

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金		
普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店	15,806,842	
普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店 (米ドル口)	576,920	
普通預金 三井住友銀行中野坂上支店	22,921	
郵便貯金	1,035,407	
前払費用	276,917	
流動資産合計		17,719,007
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
建物		
電気・電話工事	397,574	
什器備品		
パソコン4台	230,091	
有形固定資産計	627,665	
(2)投資その他の資産		
敷金	1,000,000	
保証金	1,500,000	
投資その他の資産計	2,500,000	
固定資産合計		3,127,665
資 産 合 計		20,846,672
II 負債の部		
1 流動負債		
未払費用	2,186,825	
預り金	338,212	
流動負債合計		2,525,037
2 固定負債		
固定負債合計		0
負 債 合 計		2,525,037
正 味 財 産		18,321,635

財務諸表の注記

1 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
定額法を採用しています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
該当事項はありません。
- (3) ボランティアによる役務の提供
該当事項はありません。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。
従って当法人の正味財産18,321,635円のうち使途が特定されている金額はありません。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
居住支援法人活動支援事業	国土交通省	0	3,337,190	3,337,190	0	
Habitat Leadership Academy ユースコーチ研修	公益財団法人 電通育英会	500,000	500,000	1,000,000	0	
合 計		500,000	3,837,190	4,337,190	0	

3 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	522,504	0	0	522,504	△ 124,930	397,574
什器備品	2,216,541	134,622	0	2,351,163	△ 2,121,072	230,091
投資その他の資産						
敷金	1,000,000	0	0	1,000,000	-	1,000,000
保証金	1,400,000	1,500,000	1,400,000	1,500,000	-	1,500,000
	5,139,045	1,634,622	1,400,000	5,373,667	△ 2,246,002	3,127,665

4 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	財務諸表に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書) 受取寄付金	15,122,618	1,050,000
合 計	15,122,618	1,050,000

5 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当については従事割合に基づき按分しています。

独立監査人の監査報告書

2020年8月31日

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

理事長 セシリア・ビルギッタ・メリン 殿

双研日栄監査法人

東京都中央区

代表社員

業務執行社員

代表社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士



監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパンの2019年7月1日から2020年6月30日までの2019年度（FY20：2019年7月～2020年6月）の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、活動計算書、財務諸表の注記及び財産目録について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、全ての重要な点において、NPO法人会計基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、NPO法人会計基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適切に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、NPO法人会計基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。